

20年に感謝、そして未来へ。



創業前のお試しに!!

新たなビジネスの開拓に!!

団体のイベント出店に!

20年に感謝、そして未来へ。



どんなお店にするかは
アタ次第!!

大府商工会議所

車両・付属設備
レンタル費

無料

大府商工会議所が出店を全面サポート!!

大府商工会議所創立20周年記念事業

移動販売車(キッチンカー) レンタル受付スタート!!

大府商工会議所が創立20周年を記念して、市内での創業や飲食店事業者等の新商品開発・販売促進等に活用していただくためにキッチンカーをご用意しました。創業を目指している方や事業者、各種団体に無料で貸し出します。新たなビジネスチャンスを目指し、ご活用ください。

お問合せ
お申込みは



大府商工会議所

TEL.0562-47-5000
〒474-8503 大府市中央町五丁目70番地



詳しい
条件等は
裏面へ▶

移動販売車の貸出の流れ

- 01 移動販売車を使い、いつ、どこで何を販売したいかを決める。



- 02 大府商工会議所に相談し、必要な手続き・空き状況を確認する。(仮予約は6ヶ月前から可)



- 03 車内で食品製造・調理を行う場合、所管の保健所に連絡し営業許可申請、食品衛生責任者の選任等について相談のうえ、申請手続きを行う。(申請書の写しを入手する。)



- 04 大府商工会議所に移動販売車の利用申請書(HPからダウンロード可)を提出する。(予約日の原則2週間前までに運転免許証の写し、営業許可申請書等の写し、食品衛生責任者の選任、PL保険等の加入状況が確認できる書類の写しなども併せて提出。)



- 05 大府商工会議所にて、車両の現状確認及び設備・備品等の説明を受け、貸し出し。



～イベント等で移動販売車を使用～

- 06 車両の清掃、車内・備品の洗浄・消毒等(使用後は、必ず清掃・消毒等をしたうえで返却。給排水設備については、水・汚水を抜き、洗浄後は、空に。)



- 07 燃料等の補給(使用後は、車両の燃料を補給し、返却。)



- 08 大府商工会議所にて車両及び設備・備品等の確認を受け返却。



貸出対象者

★当所会員事業所および創業を志す方。

貸出期間

★原則3週間以内。(貸出期間終了時に次の予約がない場合は延長可)

★年度内の利用限度は原則として3回を上限とする。

主な装備品

★コールドテーブル



★給排水タンク



(各80L)

★シンク



★棚



★電子レンジ



※調理器具の他、看板・価格表・タペストリー等の販促ツールは利用者でご用意ください。

利用料金

★車両・付属設備については無料

★出店に関する諸経費(営業許可申請手数料、食品衛生責任者講習料、出店料、電気料金等)は利用者負担

お問合せ・お申込みは

 大府商工会議所

TEL.0562-47-5000

〒474-8503 大府市中央町五丁目70番地

